

## ハンセン病に関わる真宗大谷派の謝罪声明

真宗大谷派宗務総長 能邨 英士

「らい（ハンセン病）」が「らい菌」という極めて弱い病原菌による伝染病であることが判明して一世紀。

それに関連して、感染力は極めて弱く、潜伏期間は極めて長いことが判明してから 70～80 年。

確実な治療法が発見されてから既に 50 年の時を経ています。

我が国における「らい予防法」は、1907 年にその原型である「法律第 11 号らい予防に関する法律」が成立しました。

その後、1931 年には患者の「強制隔離」の条項を盛り込んだ大幅な改正が行われ、隔離の必要性が科学的に否定された後、1953 年に若干の「改正」を経るも、「隔離」の条項はそのまま引き継がれ、現在に至っていましたが、「全国ハンセン病患者協議会」を中心とした各層の永年の運動によって、さる 3 月 27 日ようやく廃止されました。

（※）そもそもこの法律は、「らい」感染者の医療のためではなく、非感染者の「安全」のために、感染者の“隔離”を目的として作られたものであったのです。（※下記参照）病そのものではなく、病気になった“人”を社会から抹殺するような「らい撲滅」のスローガンに象徴されるように、そこには不都合なものを排除することで、排除した側だけの「安全な社会」ができるとする社会体質が背景として存在していました。

この法律は、病としては一つの感染症に過ぎない「らい」について、「法」を後ろ盾にしながら、強制隔離を必要とするような「恐ろしい病気」であるという誤った認識を社会に植え付け、国の隔離政策を正当化するものとして機能してきました。

1931 年、真宗大谷派は「らい予防法」の成立にあわせ、教団を挙げて「大谷派光明会」を発足させました。

当時から隔離の必要がないことを主張した小笠原登博士のような医学者の存在を見ず、声を聞くこともないままに、隔離を主張する当時の「権威」であった光田健輔博士らの意見のみを根拠に、無批判に国家政策に追従し、“隔離”という政策徹底に大きな役目を担っていきました。

私たち真宗大谷派教団は、その時代社会の中であって、その法律のもつ意味を正しく認識することができず、国家による甚だしい人権侵害を見抜くことができなかったといわなければなりません。

国家は法によって「患者」の「療養所」への強制収容を進めました。

それと相俟って、教団は「教え」と権威によって、隔離政策を支える社会意識を助長して

いきました。

確かに、一部の善意のひとたちによっていわゆる「慰問布教」はなされてきましたが、それらの人たちの善意にもかかわらず、結果として、これらの布教のなかには、隔離を運命とあきらめさせ、園の内と外を目覚めさせないあやまりを犯したものがあつたことも認めざるをえません。

このような国家と教団の連動した関わりが、偏見に基づく排除の論理によって「病そのものとは別の、もう一つの苦しみ」をもたらしたのです。私たち真宗大谷派教団と国家に大きな責任があることは明白な歴史の事実なのです。

今、「療養所」の内から発せられた糾弾の声に向き合うとき、私たちの教団は、四海同朋という教えにそむいていたことを懺悔せざるをえません。

本当に申し訳のないことです。

真宗大谷派は、これらの歴史的事実（教団の行為と在り方）を深く心に刻み、隔離されてきたすべての「患者」と、そのことで苦しみを抱え続けてこられた家族・親族に対して、ここに謝罪いたします。また同時に、隔離政策を支える社会を生み出す大きな要素となる「教化」を行ってきたことについて、すべての人々に謝罪いたします。

そして、この謝罪があまりにも遅かったことについてもお詫びしなければなりません。それは、謝罪を出発点として、過去から現在までの差別と偏見から「療養所」の内と外が共に解放されていく歩みが始まらなければならないと考えるからです。

真宗大谷派はその歩みの具体的な一歩として、このことを社会全体に対して声明し、私たちと同じく責任を抱える国に対して、「謝罪と補償」を強く要請し、そして、二度と同じ過ちを繰り返さないために、国民的課題として「学習」及び啓蒙活動を速やかに展開することを併せて要請します。

同時に、私たち自身が継続的な「学習」を続けていくこと、そして「教え＝ことば」が常に人間回復・解放の力と成り得るような、生きた教えの構築と教化を宗門の課題として取り組んでいくことをここに誓うものです。

以上

（※お詫び）

ここに「感染者」の隔離とありますが、事実発病者の隔離であり、当時、故・島比呂志氏からご指摘ご指導がありました。

当時の私たち真宗大谷派の取り組みを検証していく上で、ありのままに掲載させていただきましたことご了承ください。